

屋外広告物規制地域の指定（案）

1 規制地域の概要

(1) 中部横断自動車道沿道

種類及び名称	区 間	規制の地域区分	範 囲
高速自動車国道 中部横断自動車道	一般国道 142 号と立体交差する地点から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	禁止地域	両側各 500 メートル以内。 ただし、佐久市都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域を除く。
	一般国道 142 号と立体交差する地点から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	許可地域	両側各 1,000 メートル以内

(2) 一般国道 142 号沿道

種類及び名称	区 間	規制の地域区分	範 囲
一般国道 142 号	片貝新橋(佐久市小宮山字豆生田 98 番 3)から佐久市道 26 - 7 号線との交差点まで	禁止地域	両側各 100 メートル以内

2 指定の理由

(1) 中部横断自動車道

中部横断自動車道沿道は、北に浅間山、南に蓼科山・八ヶ岳連峰、東に関東山地の雄大な山並みが眺望でき、眼下に佐久平の広大な田園地帯が広がる優れた景観を有する場所である。この沿道の優れた眺望景観を保全するため屋外広告物規制地域を指定する。

(2) 一般国道 142 号

中部横断自動車道の供用開始に伴い、佐久南インターチェンジ周辺で交通量の増大が予想され、インター出入口周辺に案内看板等の乱立が懸念される。国道 142 号は北に浅間山から剣ヶ峰・烏帽子岳の連山、東に荒船山などの関東山地の稜線が眺望でき、近景は佐久平の田園風景が広がっている。この良好な沿道景観を保全するため屋外広告物規制地域を指定する。

3 指定予定日

平成 23 年 3 月 1 日

地元周知の経過について

1 中部横断自動車道

	小 諸 市	佐 久 市
8 月	11日 小諸市景観美化推進協議会で関係 団体代表へ説明	10日 野沢地区区長へ説明 浅間、高瀬地区区長へ説明
9 月	地元区長へ説明	
10 月	市公式ホームページでPR 1日 広報こもろ 10月号掲載 6日 R141 沿道の 38 事業所へ通知	1日 広報佐久 10月号掲載 1日～21日 佐久市ホームページでパブリッ クコメント募集 14日 地元説明会(長土呂公会場) 18日 " (JA 中佐都研修センター) 19日 " (JA 高瀬支所) 21日 " (中桜井公会場)
11 月	18日 小諸市景観審議会へ報告 24日 小諸市建築士会等景観計画講習会で 小諸市建築士会、不動産協会、建設 業協会へ説明 26日 長野県建築士会佐久支部景観計画 講習会で説明	
12 月		16日 佐久市景観審議会での説明

2 国道 142 号

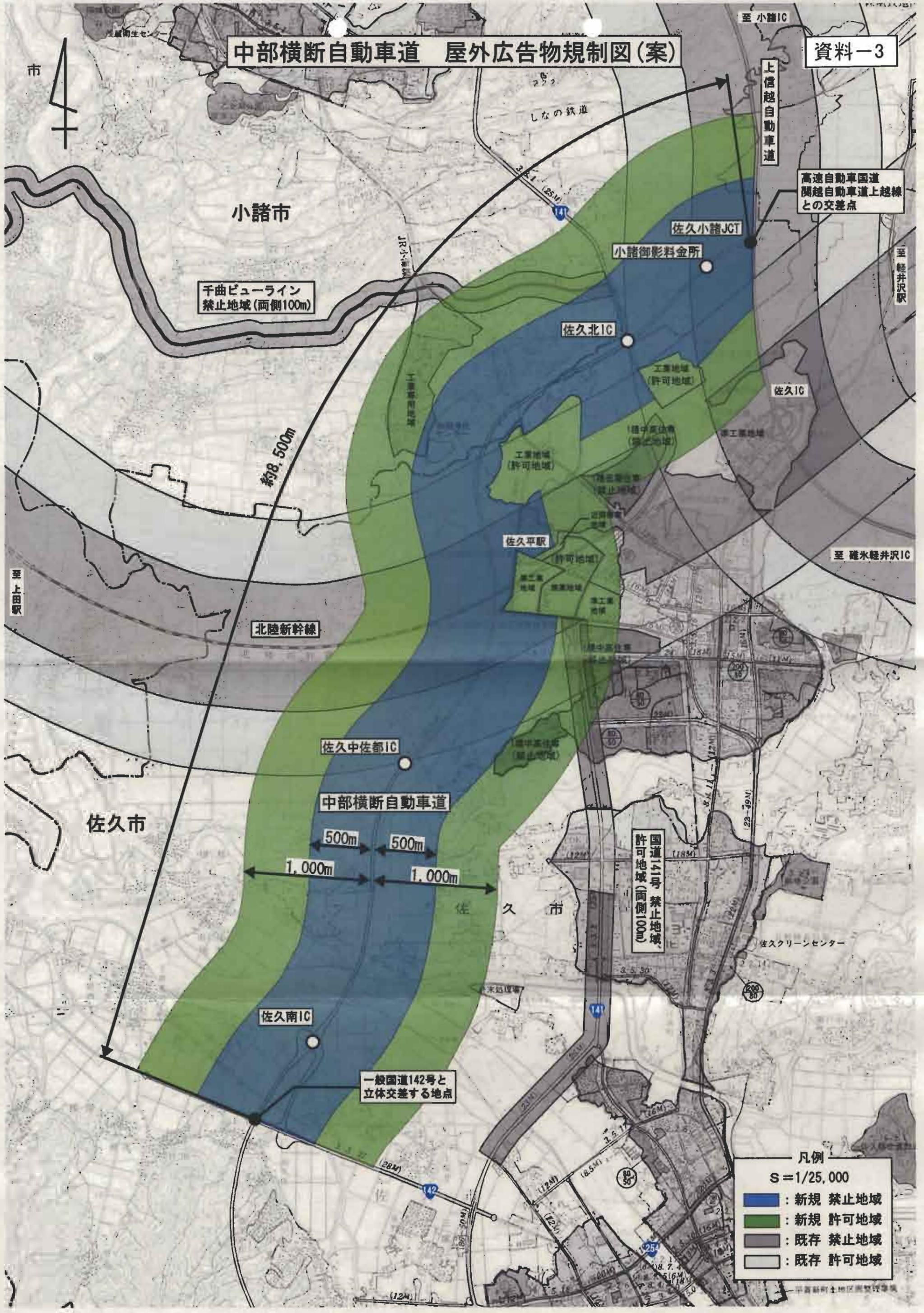
佐久市において中部横断道の規制地域と一緒に周知を行った。

3 地元意見について

規制(案)に対する反対意見はなし。

中部横断自動車道 屋外広告物規制図(案)

資料-3



千曲ビューライン
禁止地域(両側100m)

約8,500m

北陸新幹線

佐久中佐都IC

中部横断自動車道

500m 500m
1,000m 1,000m

佐久南IC

一般国道142号と
立体交差する地点

国道142号
禁止地域
許可地域(両側100m)

- 凡例
- S=1/25,000
- : 新規 禁止地域
 - : 新規 許可地域
 - : 既存 禁止地域
 - : 既存 許可地域

高速自動車国道
関越自動車道上越線
との交差点

至 碓氷軽井沢IC

至 小諸IC

至 軽井沢駅

至 上田駅

市

佐久市

小諸市

佐久市

佐久小諸JCT

小諸御影料金所

佐久北IC

佐久IC

佐久平駅

佐久中佐都IC

佐久南IC

佐久クリーンセンター

家庭廃棄物

しなの鉄道

JR小諸線

142

141

125

200
80

200
80

200
80

200
80

200
80

200
80

200
80

200
80

200
80

一般国道142号 屋外広告物規制図(案)

中部横断自動車道本線

ランプウェイ出入口

佐久市道S-26-7との交差点

下平入口

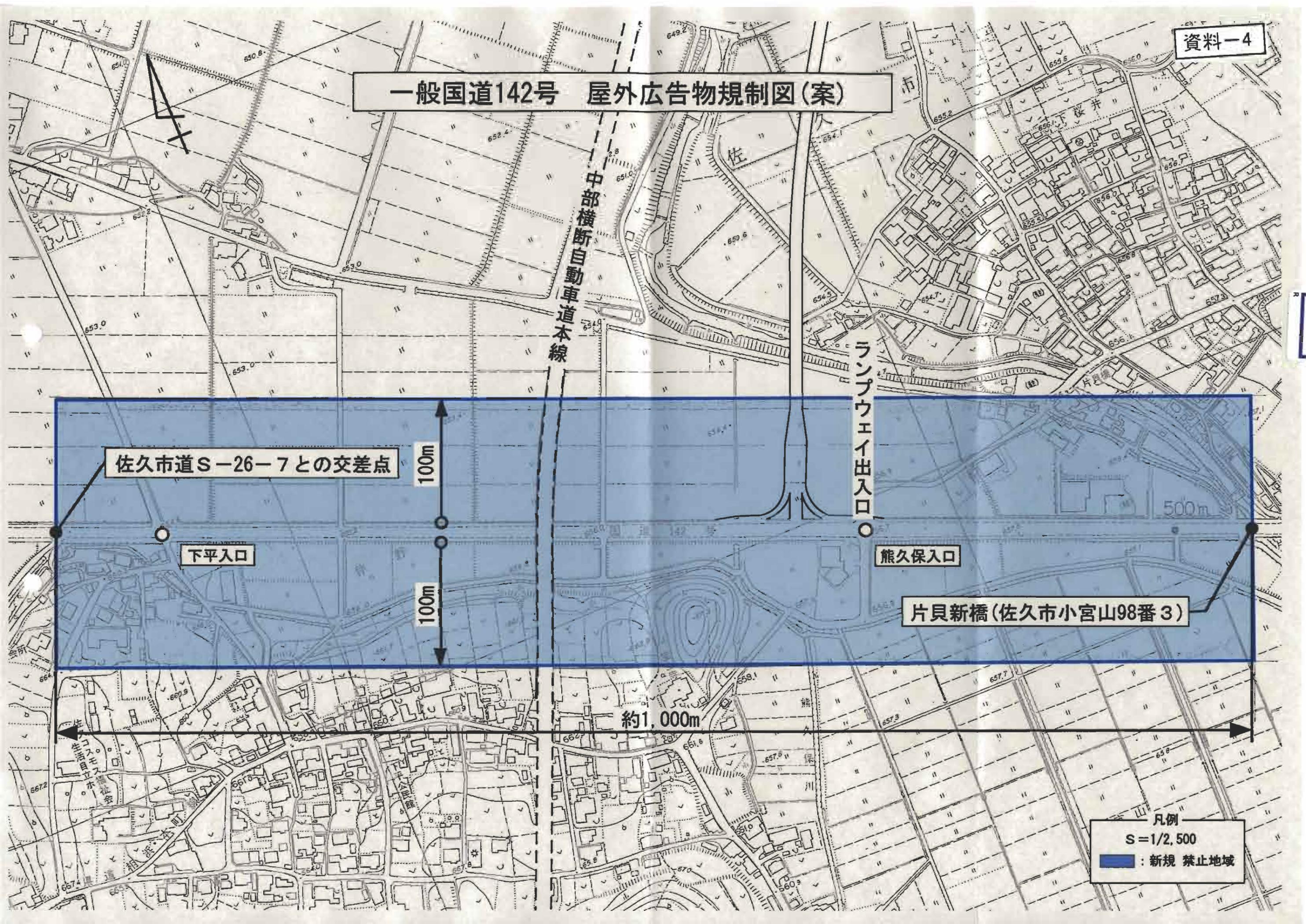
熊久保入口

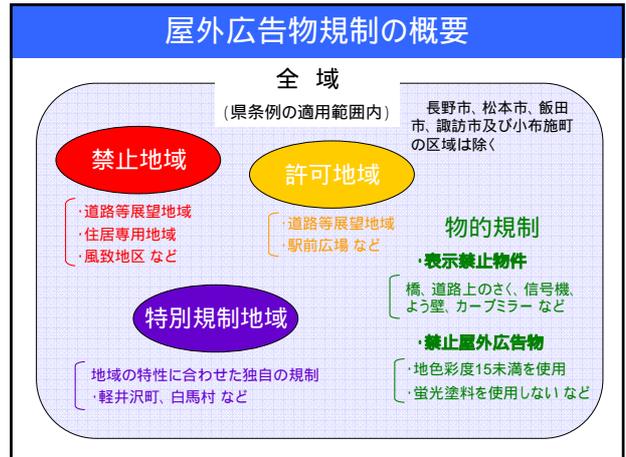
片貝新橋(佐久市小宮山98番3)

100m
100m

約1,000m

凡例
 S=1/2,500
 ■ : 新規 禁止地域





禁止地域

原則として屋外広告物を表示・設置してはならない地域

都市計画法に定められた

- 住居専用地域(第一種低層、第二種低層、第一種中高層、第二種中高層)
- 風致地区のうち知事が定める地域
- 道路又は鉄道等から展望できる範囲のうち一定の地域

適用除外

- 選挙運動のために表示・設置するもの
- 営利を目的としない一定基準内のもの
- 表示面積の合計10㎡以下の自己用広告物
- 著名な地点又は公共的な施設への案内のための広告物で、市町村長の許可を受けたもの など

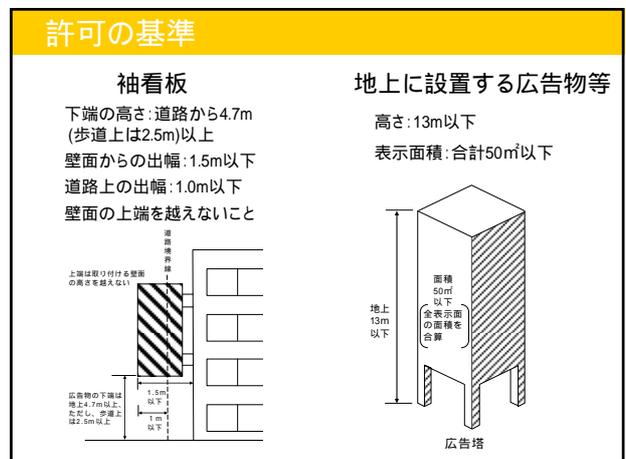
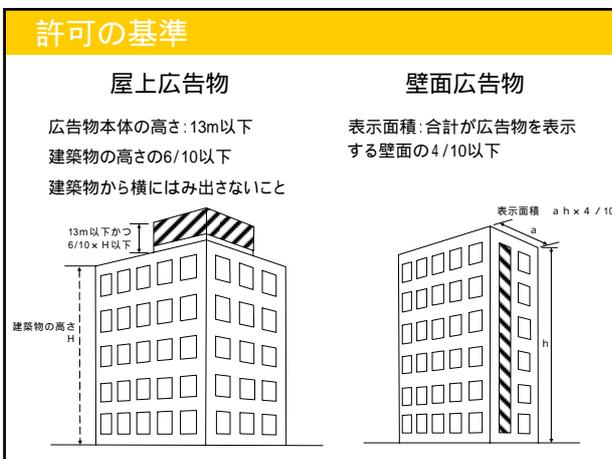
許可地域

屋外広告物の表示・設置に市町村長の許可を受けなければならない地域

道路又は鉄道等から展望できる範囲のうち一定の地域
鉄道の駅前広場で、知事が定める地域

適用除外

- 選挙運動のために表示・設置するもの
- 営利を目的としない一定基準内のもの
- 表示面積の合計15㎡以下の自己用広告物 など



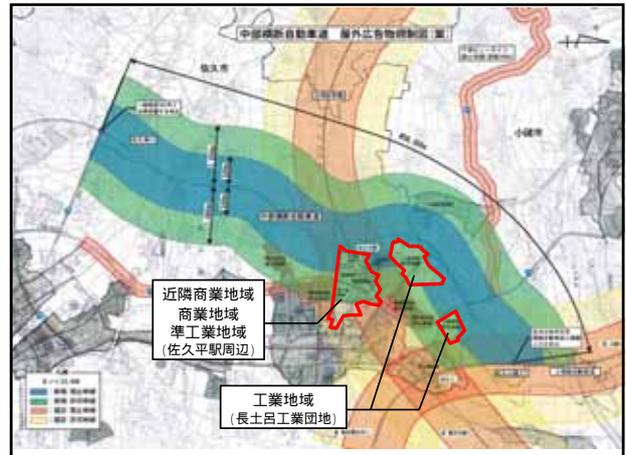
中部横断自動車道 規制（案）

区 間: 国道142号と立体交差する地点から
佐久小諸ジャンクションまで

距 離: 約8.5km

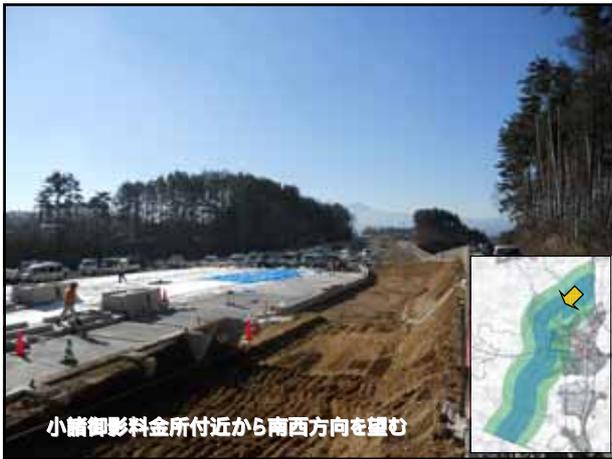
禁止地域: 両側各500m以内。ただし、佐久市都市計画
に定められた近隣商業地域、商業地域、準
工業地域及び工業地域の区域を除く。

許可地域: 両側各1,000m以内



規制地域の現況







既存不適格となる広告物

既存不適格広告物は指定後3年までは猶予期間として掲出が可能

禁止地域

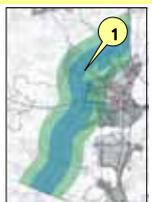
- ・視認できる既存不適格広告物はなし。

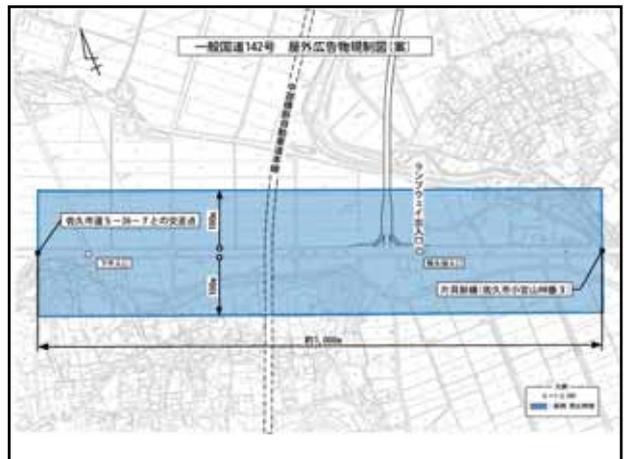
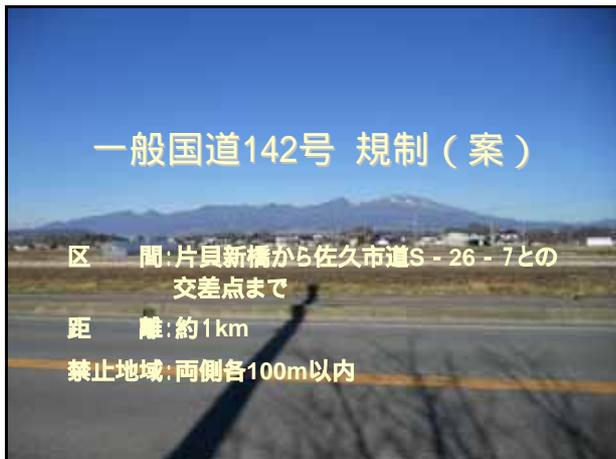
許可地域

種類: 案内広告
(野立て看板)

設置者:

対応: 指定後、許可を
とってもらおう





既存不適格となる広告物

・電柱広告(袖看板)	11件
・電柱広告(巻付広告)	4件
・案内広告(野立て看板)	2件
合 計	17件

指定後の対応
設置者および土地所有者に対し、許可申請書の提出および撤去に向けて指導をしていく。

